

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき教育局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月11日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年8月3日から令和6年1月10日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

教育局。ただし、工事監査は、財政局(契約課及び公共建築課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

(2) 対象年度

令和4年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査実施課等
(1) 収納に関する事務及び現金の管理状況	東林公民館 相武台公民館 大沼公民館 上鶴間公民館 大野台公民館
(2) 需用費(物品修繕料)の支出に関する事務	城山学校給食センター
(3) 委託料の支出に関する事務	教育総務室 上溝学校給食センター 城山学校給食センター 津久井学校給食センター 学校保健課

	青少年相談センター 生涯学習センター 津久井生涯学習センター 橋本図書館
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	生涯学習センター 津久井生涯学習センター 橋本図書館
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	学校保健課

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 収納に関する事務及び現金の管理状況	① 収納が適正に行われないリスク ② 現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。 ウ 現金の保管及び取扱いは適正か。
(2) 需用費(物品修繕料)の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(3) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されている

	② 支出が適正に行われないリスク	<p>か。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	<p>① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>② 支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	<p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。</p> <p>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>

3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき適正に執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 収納及び現金の管理状況

使用料日計表、金種票、使用日別受付簿(兼)調定額一覧表、現金受払簿、納付書兼領収書、公民館使用料免除申請書等

イ 需用費(物品修繕料)

仕様書、見積書、契約書、報告書、請求書等

ウ 委託料

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、作業報告書、請求書、支出命令書等

エ 使用料及び賃借料

仕様書、見積書、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、請求書、支出命令書等

オ 負担金、補助及び交付金

負担額決定に係る決裁書類、支出負担行為兼支出命令書、支払明細書、戻入命令書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金管理をしている各公民館に対し、現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和5年度財務監査、行政監査及び工事監査(第2期：教育局)実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

ア 青少年相談センターの委託料の支出に関する事務を調査したところ、青少年相談センター清掃業務委託において、次のような事例が見られた。

(ア) 相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)第45条の2に規定する定期支払により委託料を毎月支払っていたが、契約書約款及び仕様書に、業務履行の報告期限並びに相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条第6号に規定する契約代金の支払の時期及び同条第7号に規定する検査について記載されていなかった。

(イ) 日常清掃業務について、仕様書では原則として火・木曜日の週2日、年間日数は100日と規定し、定期支払の手續に当たり添付した月別の実施項目及び回数が記載された清掃業務委託設計書では令和4年12月の日常清掃日数は7日となっていた。

令和4年12月分の作業報告書類を確認したところ、日常清掃の実施報告書では8日実施した旨が報告され、各実施日の確認印欄には職員による押印がされていたが、設計書の日数と相違したまま同月分の

検査・検収を行い、7日実施した場合の金額を支払っていた。その後の月における実施日数の調整はなく、結果として令和4年度は年間101日の実施となっていた。

今後、契約書の作成に当たっては、契約規則等を確認するとともに、業務の履行に当たっては、年間の実施日についてあらかじめ書面により指定するなど、適正に事務を執行するよう注意する。

イ 業務委託において、複数の者から見積書を徴取できるにもかかわらず、1者から徴取した参考見積書により予定価格を設定している事例が散見された。

参考見積書により予定価格を設定する場合について、入札・契約事務の適正執行について(令和5年3月31日付け契約課長通知)では、「1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに、見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は過去の同一役務等の調達実績のみならず、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

(2) 教育局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締

結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課等

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課等
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	津久井学校給食センター 学校保健課 生涯学習センター

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。 (2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。 (3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行さ

	<p>れているか。また、報告書類は的確に作成されているか。</p> <p>(4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p>
--	--

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認した。

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、再委託承諾書類、作業報告書、業務完了届、検収調書、請求書、支出命令書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、教育局における委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
工事請負費の建設工事費の支出に関する事務	
市立鳥屋中学校 A 棟校舎改造・増築等工事	学校施設課 契約課 技術監理課

市立鳥屋中学校 A 棟校舎改造・増築等電気設備工事	
市立鳥屋中学校 A 棟校舎改造・増築等給排水衛生設備工事	
市立鳥屋中学校 A 棟校舎改造・増築等空気調和設備工事	
千木良公民館本館集約工事	生涯学習課 契約課
千木良公民館別館解体工事	公共建築課 技術監理課

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第 11 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 契約事務や検査・検収が適正に行われな いリスク	① 契約の方法、手続及び時期は適切か。 ② 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。
(2) 監督業務が適切に行われ ないリスク	③ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 ④ 検査調書等検査記録は整備されているか。

3 監査の主な実施手続

監査基準第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

契約書、設計図書、各種報告書、検査調書、請求書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査対象事務の概要

工事請負費の建設工事費の支出に関する事務

(1) 市立鳥屋中学校A棟校舎改造・増築等工事

契約金額 443,735,600円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年5月20日から令和5年3月14日まで

工事内容 防水改修、外壁改修、内装改修、建具改修、アスベスト除去、
A棟増築、外構、防災備蓄倉庫建設工事等

(2) 市立鳥屋中学校A棟校舎改造・増築等電気設備工事

契約金額 91,726,800円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年5月9日から令和5年3月14日まで

工事内容 受変電設備、構内配電線路、電灯設備、コンセント設備、放
送設備、自動火災報知設備工事等

(3) 市立鳥屋中学校A棟校舎改造・増築等給排水衛生設備工事

契約金額 65,703,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年5月9日から令和5年3月14日まで

工事内容 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、
ガス設備工事等

(4) 市立鳥屋中学校A棟校舎改造・増築等空気調和設備工事

契約金額 34,197,900円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年5月30日から令和5年3月14日まで

工事内容 空気調和設備、換気設備、自動制御設備工事等

(5) 千木良公民館本館集約工事

契約金額 17,050,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年6月3日から同年9月30日まで

工事内容 図書コーナー及び旧喫煙コーナーを料理実習室へ改修

(6) 千木良公民館別館解体工事

契約金額 16,269,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和4年9月27日から令和5年3月3日まで

工事内容 解体工事及び駐車場整備工事

5 監査の結果

監査基準及び実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

学校施設課の工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を調査したところ、市立鳥屋中学校A棟に係る改造・増築等工事(以下「建設工事」という。)並びに電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空気調和設備工事(以下「設備工事」という。)について、各工事請負契約書第34条(部分使用)において「発注者は引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる」と定め、各現場説明書において夏休み期間中、9月中など段階的に工事を完成させる部分を示していた。

部分使用に当たり、建設工事においては発注者から文書で依頼し、受注者から文書で承諾を得ていたが、設備工事においてはこれらの書面がなかった。

今後は、工事請負契約書約款で規定している趣旨等を踏まえ、公共工事における発注者・受注者間の契約履行に係る証拠書類とするため、書面による依頼・承諾を徹底されたい。

(2) 教育局におけるその他の工事に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。